

港長公示第6号

港則法第39条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第2項の規定により公示する。

令和6年7月26日

博 多 港 長



博多港第3区 福岡市西区マリナタウン海浜公園付近海域における
航泊禁止について

博多港第3区、福岡市西区マリナタウン海浜公園付近海域において花火大会が行われるため、下記により船舶の航泊を禁止（花火大会に従事する作業船舶及び港長が許可した船舶を除く。）する。

記

1 期間

令和6年8月15日（木）午後7時45分から午後8時35分までの間
予備日：令和6年8月19日（月）午後7時45分から午後8時35分
までの間

2 区域(別図参照)

博多港第3区

次のイ点から二点を順次結んだ線に囲まれた海域

イ点：北緯33度35分53秒 東経130度19分44秒

ロ点：北緯33度36分01秒 東経130度19分44秒

ハ点：北緯33度36分01秒 東経130度19分57秒

ニ点：北緯33度35分53秒 東経130度19分57秒

3 備考

現場には大会主催者により警戒船3隻が配備される。

航泊禁止区域図

